**個人情報の保護に関する法律及び大阪府個人**

**情報の保護に関する法律施行条例の運用状況**

|  |
| --- |
| （令和５年度） |

　　　１　個人情報取扱事務の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

　　 ２　行政機関等匿名加工情報に関する提案・・・・・・・・・・・・・・・　　１

３ 個人情報保護審議会への諮問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

　　 ４ 個人情報の開示請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３

５　個人情報の訂正請求及び利用停止請求等・・・・・・・・・・・・・・　　４

６　指定管理者の取り扱う個人情報に係る開示請求等・・・・・・・・・・　　４

７　口頭等による即時提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

８　事業者が取り扱う個人情報の保護に関する苦情相談等の状況・・・・・　　５

１　個人情報取扱事務の登録

各実施機関において、個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務の名称及び目的並びに取り扱う個人情報の対象者の範囲、記録項目及び収集先等を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成

し、府政情報センターで閲覧に供した。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当部局名 | | 件　数 |
| 知事 | | ２，３８０ |
| 担当部局別内訳 | 副首都推進局 | ４ |
| 政策企画部 | １０９ |
| 万博推進局 | ０ |
| 総務部 | ４０ |
| 財務部 | ３３ |
| スマートシティ戦略部 | ７ |
| 府民文化部 | ２３０ |
| ＩＲ推進局 | １２ |
| 福祉部 | ５１３ |
| 健康医療部 | ３５２ |
| 商工労働部 | ３０４ |
| 環境農林水産部 | ３９１ |
| 都市整備部 | ２８４ |
| 大阪都市計画局 | ６５ |
| 港湾局 | ２７ |
| 会計局 | ９ |
| 教育委員会 | | ２５０ |
| 選挙管理委員会 | | １４ |
| 監査委員 | | １ |
| 人事委員会 | | １ |
| 労働委員会 | | ３ |
| 収用委員会 | | ２ |
| 海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会 | | ４ |
| 公安委員会 | | ４ |
| 警察本部長 | | ２１１ |
| 公立大学法人大阪 | | １５０ |
| 地方独立行政法人大阪府立病院機構 | | １０３ |
| 地方独立行政法人大阪産業技術研究所 | | ３１ |
| 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 | | ２４ |
| 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 | | ２０ |
| 合　　　　　計 | | ３，１９８ |

２　行政機関等匿名加工情報に関する提案

　　各実施機関において、保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの名称、利用　　目的及び記録項目並びに記録情報の収集方法及び経常的提供先等を記載した個人情報ファイル簿を作成し、事務所に備え置くとともにホームページに掲載した。

　　また、行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集対象となる旨を個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイル１０６件について、提案の募集に必要な事項を公示し提案の募集を行ったが、　　事業者からの提案はなかった。

３　個人情報保護審議会への諮問

個人情報保護審議会においては、個人情報保護法の規定による開示決定等に対する審査請求に　　ついての調査審議のほか、個人情報の適正管理及び特定個人情報保護評価に関する事項についての　調査審議、個人情報保護制度の在り方についての建議に関する事務を行っている。

（１）審査請求の処理状況

　　　開示請求に対する実施機関の決定について、令和５年度に諮問のあった審査請求は９件であった。また、過年度の諮問案件も含め５件の答申を行った。

　　　発出した答申について〔諮問から答申まで〕の平均日数は５８８日、【審査請求から裁決まで】の平均日数は７７３日を要した。

　※　審査請求事案は【審査請求→〔諮問→答申〕→裁決】の流れで処理される。

　 （審査請求の処理状況）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 係属事案計  (A)＋(B)＋(C) | 取下げ件数  (A) | ５年度の処理件数 | | | | | (B)のうち  裁決済件数 | 答申待ちの  件数(C) |
| 計(B) | 認容 | 一部  認容 | 棄却 | 却下 |
| ３年度の諮問事案 | ３ | ０ | ２ | ０ | ２ | ０ | ０ | ２ | １ |
| ４年度の諮問事案 | １７ | ０ | ３ | ０ | ２ | １ | ０ | ３ | １４ |
| ５年度の諮問事案 | ９ | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ | ９ |
| 計 | ２９ | ０ | ５ | ０ | ４ | １ | ０ | ５ | ２４ |

　　　※年度ごとの諮問された事案に対し、どのような処理等がなされたかを表している。

（年度ごとの処理件数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 結　論 | ２年度（件） | ３年度（件） | ４年度（件） | ５年度（件） |
| ３１（元）年度の諮問 | 棄却 | ２ | ― | ― | ― |
| 一部認容 | １ | ― | ― | ― |
| ２年度の諮問 | 棄却 | ４ | ３ | ４ | ― |
| 一部認容 | ０ | １ | ０ | ― |
| ３年度の諮問 | 棄却 | ― | ― | １ | ０ |
| 一部認容 | ― | ― | ２ | ２ |
| ４年度の諮問 | 棄却 | ― | ― | ０ | １ |
| 一部認容 | ― | ― | ０ | ２ |
| ５年度の諮問 | 棄却 | ― | ― | ― | ０ |
| 一部認容 | ― | ― | ― | ０ |
| 計 | ２３ | ７ | ４ | ７ | ５ |

※年度ごとに何件処理を行ったかを表している。

（令和５年度における処理日数の分布）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処理日数 | 諮問～答申（件） | 審査請求～裁決（件） |
| ～４００ | ０ | ０ |
| ４００～５００ | ０ | ０ |
| ５００～６００ | ３ | ０ |
| ６００～７００ | １ | ０ |
| ７００～ | １ | ５ |
| 合計 | ５ | ５ |

（２）住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の条例による利用について

住民基本台帳法第３０条の４０第２項に基づく諮問について審議しており、令和５年度は１件　の諮問があり、答申を行った。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | ４年度から繰越（件） | ５年度諮問（件） | ５年度答申（件） |
| 諮問件数 | ０ | １ | １ |

（３）特定個人情報保護評価書の第三者点検に関する諮問

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）では、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する地方公共団体等は、特定個人情報の取扱いに　関し、特定個人情報保護評価書を作成・公表し、全項目評価書については、第三者点検を行うこととなっている。

大阪府では、全項目評価書及び重点項目評価書について、個人情報保護審議会に設置した特定　個人情報保護評価等部会において点検している。

令和５年度は全項目評価書について１件、重点項目評価書について３件の諮問があり、答申を行った。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | ４年度から繰越（件） | ５年度諮問（件） | ５年度答申（件） |
| 諮問件数 | | ０ | ４ | ４ |
| 内訳 | 全項目評価書 | ０ | １ | １ |
| 重点項目評価書 | ０ | ３ | ３ |

４　保有個人情報の開示請求

　　［請求件数］

府の行政機関が保有する保有個人情報に関し１，６６５件（うち取下げ１８件）の開示請求があり、このうち取下げを除く１，７５９件の決定を行った（１件の開示請求に対して複数の決定が行われることがあるため、取下げを除く請求件数より決定件数が多くなっている。）。その内訳は、全部開示　　決定が１，１０５件と最も多く、次いで部分開示決定が５８７件、不存在による非開示決定が５４件となっている。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　　　　　　分 | | ４年度（件） | **５年度（件）** |
| 保有個人情報開示請求の件数 | | １，６４９ | １，６６５ |
| 請求方法別  内　　　訳 | 窓口に提出 | １，１０９ | １，０１５ |
| 郵送 | ５４０ | ６５０ |
| 請求者別  内　　　訳 | 本人からの請求 | １，３５０ | １，２６６ |
| 法定代理人からの請求 | ２９９ | ３８５ |
| 任意代理人からの請求（法定代理人からの委任を含む。） | － | １４ |
| 保有個人情報開示請求の取下げ件数 | | ８ | １８ |
| 保有個人情報開示請求の件数（取下げ件数を除く。） | | １，６４１ | １，６４７ |
| 実施機関の決定の件数 | | １，７４５ | １，７５９ |
| 決定内容別  内　　　訳 | 全部開示 | １，１７８ | １，１０５ |
| 部分開示 | ５２５ | ５８７ |
| 全部非開示 | １１ | ９ |
| 不存在による非開示 | ２８ | ５４ |
| 存否応答拒否による非開示 | ３ | ２ |
| 適用除外による非開示 | ０ | ２ |
| 要件不備による非開示 | ０ | ０ |
| 本人との利益相反による非開示（却下） | ０ | － |

（注）１　１件の開示請求に対して複数の決定が行われる例

・ １件の開示請求について、対象となる行政文書がある項目とない項目が含まれているため、開示・非開示等

の決定と不存在による非開示決定を行う場合

・ 文書を管理している室課所ごとに決定を行う場合

２　非開示決定の内容

・　部分開示：請求された保有個人情報が記載された行政文書に請求者以外の個人のプライバシー情報や法人等の正当な利益を害する情報などが記載されていた場合に、請求者以外の情報や法人等の情報を非開示とし、　請求された保有個人情報の部分は開示する決定（法第７９条）

・　不存在による非開示：行政文書の保存期間が経過しすでに廃棄した場合や作成又は取得していない場合など、

請求された保有個人情報が存在しないことを理由とする非開示決定（法第８２条第２項）

・　存否応答拒否による非開示：請求された保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報が　明らかになることを理由として、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（法第８１条）

・　適用除外による非開示：刑事事件や少年保護事件に係る保有個人情報や刑事訴訟に関する書類及び押収物については、開示請求に係る規定を適用しないこととされていることを理由とする非開示決定（法第１２４条）

・　要件不備による非開示：請求された保有個人情報を特定するために必要な事項を記載するという開示請求の要件を満たさないことを理由とする非開示決定（法第７７条第１項第２号）

・　本人との利益相反による非開示（却下）：未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって行う開示請求について、本人の利益に反すると認められることを理由に却下する決定（旧条例第１２条第２項ただし書）

　　［非開示理由の適用状況］

　非開示決定（不存在による非開示を除く。）の状況としては、事務執行支障情報を理由とする　　ものが５０１件と最も多く、次いで、公共安全支障情報であることを理由とするものが４５７件となっている。

|  |  |
| --- | --- |
| 非開示理由 | ５年度（件） |
| 本人安全支障情報（７８条１項１号） | ３６ |
| 第三者の個人情報（７８条１項２号） | ４４２ |
| 法人等情報（７８条１項３号イ及びロ） | １９ |
| 公共安全支障情報（７８条１項５号） | ４５７ |
| 意思形成支障情報（７８条１項６号） | １１３ |
| 事務執行支障情報（７８条１項７号本文、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びト） | ５０１ |
| 適用除外（１２４条１項） | ２ |
| 部分開示＋全部非開示＋存否応答拒否による非開示の件数 | ５９８ |

（注）１　１件の決定について複数の理由が該当する場合があるため、非開示の総数より非開示理由別の件数が多くなっている。

５　保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求並びに是正の申出

令和５年度中、保有個人情報の訂正請求が４件、是正の申出が１件あった。

６　指定管理者の取り扱う保有個人情報に係る開示請求等

指定管理者による公の施設の管理に係る保有個人情報については、当該公の施設を所管する実施　機関（指定実施機関）に対して、開示、訂正及び利用停止の請求ができることとされているが、　　　　令和５年度は、開示、訂正及び利用停止とも請求がなかった。

７　口頭等による即時提供

試験の結果に関する情報などその内容が定型的であらかじめ提供に関する判断を一律に行うことができ、一度に多くの請求が見込まれるものについては、口頭等による即時提供を行っている。

令和５年度は、１４種の試験に対し、２８，４６８件の即時提供を行った。

|  |  |
| --- | --- |
| 試験等の名称 | ５年度（件） |
| クリーニング師試験 | ５ |
| ふぐ処理試験 | ２９ |
| 採石業務管理者試験 | ０ |
| 砂利採取業務主任者試験 | ０ |
| 狩猟免許試験 | ５ |
| 技能検定 | ５５ |
| 職業訓練指導員試験 | ０ |
| 府立高等職業技術専門校入校選考試験 | ０ |
| 大阪障害者職業能力開発校入校選考試験 | ０ |
| 大阪府委託訓練受講者選考試験 | １ |
| 障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練受講者選考試験 | ０ |
| 大阪府立高等学校入学者選抜 | ２８，２０１ |
| 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜 | ２９ |
| 大阪公立大学工業高等専門学校入学者選抜 | １４３ |
| 計 | ２８，４６８ |

（参考）口頭等による即時提供ができる個人情報

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **試験の名称** | **提供する内容** | **即時提供する期間** | **即時提供を行う場所** |
| クリーニング師試験 | 科目別得点、合格点 | 合格発表の日から１月間 | 生活衛生室環境衛生課 |
| ふぐ処理試験 | 総合得点、科目別得点 | 合格発表の日から１月間 | 生活衛生室食の安全推進課 |
| 採石業務管理者試験 | 総合得点、科目別得点 | 合格発表の日から１月間 | 中小企業支援室経営支援課 |
| 砂利採取業務主任者試験 | 総合得点、科目別得点 | 合格発表の日から１月間 | 中小企業支援室経営支援課 |
| 狩猟免許試験 | 知識試験及び技能試験の得点、  適性試験の適否 | 合格発表の日から１月間 | 動物愛護畜産課 |
| 技能検定 | 総合得点、科目別得点 | 合格発表の日から１月間 | 雇用推進室人材育成課 |
| 職業訓練指導員試験 | 総合得点 | 合格発表の日から１月間 | 雇用推進室人材育成課 |
| 大阪府立北大阪高等職業  技術専門校入校選考試験 | 選考の順位並びに学科試験及び  面接試験の得点 | 合格発表の日から３月間 | 大阪府立北大阪  高等職業技術専門校 |
| 大阪府立東大阪高等職業  技術専門校入校選考試験 | 選考の順位並びに学科試験及び  面接試験の得点 | 合格発表の日から３月間 | 大阪府立東大阪  高等職業技術専門校 |
| 大阪府立夕陽丘高等職業  技術専門校入校選考試験 | 選考の順位並びに学科試験及び  面接試験の得点 | 合格発表の日から３月間 | 大阪府立夕陽丘  高等職業技術専門校 |
| 大阪府立南大阪高等職業  技術専門校入校選考試験 | 選考の順位並びに学科試験及び  面接試験の得点 | 合格発表の日から３月間 | 大阪府立南大阪  高等職業技術専門校 |
| 大阪障害者職業能力開発校  入校選考試験 | 選考の順位並びに学科試験、  面接試験、適性検査及び  運動検査の得点 | 合格発表の日から３月間 | 大阪障害者職業能力開発校 |
| 大阪府委託訓練受講者選考試験 | 選考の順位及び選考試験の得点 | 合格発表の日から１月間 | 雇用推進室人材育成課 |
| 障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練受講者選考試験 | 選考の順位及び選考試験の得点 | 合格発表の日から１月間 | 雇用推進室人材育成課 |
| 大阪府立高等学校入学者選抜  ・特別入学者選抜  ・大阪府立豊中高等学校能勢  分校に係る入学者選抜  ・海外から帰国した生徒の入学  者選抜  ・日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜  ・一般入学者選抜  一般選抜（追学力検査）  ・二次入学者選抜 | ・学力検査の得点、実技検査の得点のうち請求者が受検したもの  ・調査書中の各学年の各教科の評定  ・面接の評価、自己申告書の評価及び調査書の中の活動／行動の記録の評価（特別選抜における全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール）、多部制単位制1部及び2部並びに大阪府立豊中高等学校能勢分校のみ） | ４月１日から  同月14日まで | 当該入学者選抜を実施した  府立高等学校 |
| 大阪府立知的障がい高等  支援学校職業学科入学者選抜 | ・適性検査  ・作業検査 | ４月１日から  同月14日まで | 当該入学者選抜を実施した  府立知的障がい高等支援学校 |
| 大阪公立大学工業高等専門学校  入学者選抜 | ・学力検査の得点、小論文検査の得点のうち請求者が受験したもの  ・調査書中の各教科の評定 | ４月１日から  同月14日まで | 大阪公立大学工業高等  専門学校 |

（注）１　開示期間に休日等が含まれることにより、開示期間の始期及び終期がずれることがある。

８　事業者が取り扱う個人情報の保護に関する苦情相談等の状況

　　個人情報の流出事故の発生等が社会的な問題となっており、事業者等個人情報を大量に扱う組織に対して、個人情報保護への適切な対応を求める声が高まっている。

　　こうした中、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する府民等からの苦情相談に対しては内容を　確認したうえで、個人情報保護委員会など各監督官庁に取り次ぐなど、適切な対応を行うとともに、個人情報保護法に関する知識の普及、啓発の推進を図った。